

# 令和8年度結婚支援コンシェルジュ事業業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度結婚支援コンシェルジュ事業業務委託

## 2 業務の目的

少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化の進行及び婚姻数の減少を踏まえ、少子化の現状や「ひなたの出逢い・子育て応援運動」の更なる周知・理解促進を図るとともに、県内市町村・企業・団体における出逢い・結婚支援の取組促進の働きかけを専任で行う「結婚支援コンシェルジュ」を配置することで、本県の結婚支援事業の推進を図ることを目的とするものである。

## 3 業務の基本方針

- (1) 関係法令、条例及び規則等の規定を遵守し、結婚支援コンシェルジュ事業を行うこと。
- (2) 業務に関連して取得した個人及び企業並びに団体に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (3) 事業実施に際しては、みやざき結婚サポートセンター運営事業をはじめ、県の結婚支援に係る取組と十分な連携を図ること。

## 4 成果目標

- (1) ひなたの出逢い・子育て応援運動新規参加企業団体数 150団体
- (2) 結婚支援事業に取り組む市町村数 20市町村

## 5 業務内容

- (1) 結婚支援コンシェルジュの配置
  - ア 県と市町村、企業・団体との連携強化及び各機関における結婚支援の取組促進を担う専任職員「結婚支援コンシェルジュ」を企業担当、市町村担当各1名配置すること。
  - イ 就労時間は平日（月～金）の9：00～17：00を想定するが、その他事業実施に有効な勤務体制があれば提案すること。なお、配置先はみやざき結婚サポートセンター内とする。
- (2) 市町村や企業の結婚支援の取組に係る現状・課題把握及び県制度等の活用促進
  - ア 26市町村に対して1回以上訪問又はオンラインミーティング等の方法で実施すること。
  - イ 県内企業・団体等に対して150回程度訪問又はオンラインミーティング等の方法で実施すること。
  - ウ 結婚支援事業に係る市町村連携会議への協力を行うこと。
- (3) 「ひなたの出逢い・子育て応援運動」及びひなたの恋パス応援店の登録促進
  - ア 別に定める「ひなたの出逢い・子育て応援運動参加団体募集要領」等県の定める基準に基づきひなたの出逢い・子育て応援運動及びひなたの恋パス応援店の登録促進を行う

こと。

イ 登録促進に効果的な取組を行うこととし、その方法を提案すること。

(4) 市町村や企業等へ出逢い・結婚支援事業実施の働きかけ及び各イベント等への助言

ア 市町村や企業等に対し、新たな出逢い・結婚支援事業実施の働きかけを行うこと。

イ 市町村等が実施する、少子化・結婚支援イベント、セミナー等への助言等を行うこと。

ウ 市町村等に対し、新たな出逢い・結婚支援事業等における実施者向けのセミナーや情報交換会等を実施すること。

(5) コンシェルジュ会議への出席及び他自治体事例の情報収集

ア 国が定期的に実施するコンシェルジュ会議に出席し、結婚支援に係る知見をアップデートすること。(令和7年度は、12月に「地域間ネットワーク強化セミナー」としてオンライン及び東京都開催。)

イ 他自治体の情報を収集し本県の結婚支援の取組に活用するための現地視察を行うこととし、視察先候補やスケジュールを提案すること。

ウ 収集した情報について取りまとめ、県及び県内市町村等に共有すること。

(6) 県が実施する他事業との連携

ア 県が主催する会議等に出席し、情報提供や意見交換等を行うこと。

イ 県が実施する「ひなたの出逢い・子育て環境づくり支援事業」の周知及び出逢いに関するイベント等で活用する団体への助言・支援等を行うこと。あわせて、当該事業のイベント開催状況の把握を行うに際し、「ひなたの恋イベントシステム」を活用すること。

※ コンシェルジュの雇用に要する人件費上限 9, 250, 175 円 (手当、共済費等含む)。

1名あたりの給与月額 250, 000 円。賞与年1回を想定。

※ 交通費旅費等に要する経費上限 2, 367, 200 円とし、管内移動に際し必要となる車両はレンタカー利用にて計上すること。

※ 市町村等向けセミナー等に要する経費上限 356, 400 円。

## 6 事業の報告等

(1) 月次報告

受託者は、毎月、県が指定した期日までに関係書類（業務日報、市町村・企業等訪問状況確認票）を添えて月次報告を行うこと。

(2) 実績報告

受託者は、委託業務を完了したときは、実績報告書に成果品を添えて、定められた期日までに提出すること。

(3) 定例会議の開催

受託者は、2ヶ月に1回程度、県の担当者と結婚支援コンシェルジュ事業に関する課題や取組方針等について意見交換を行うものとする。

## 7 業務遂行上の注意

- (1) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。
- (2) 委託契約の満了等に伴い受託者が変更になる場合は、県や次期受託者に必要な情報等について、速やかに引継ぐこと。